

千葉県告示第699号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動のため不動産又は不動産に関する権利等を保有するため地縁による団体として次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

令和2年8月27日

千葉市長 熊谷 俊人

1 名称

寒川町二丁目自治会

2 規定に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の連絡に関する事
- (2) 美化・掃除等区域内の環境整備に関する事
- (3) 集会施設の維持管理、運営に関する事
- (4) 福利、厚生に関する事
- (5) 文化、体育、レクリエーション等に関する事
- (6) その他、目的達成に必要な事

3 区域

本会の区域は、千葉市中央区寒川町二丁目及び寒川町三丁目一番地を加えた地域とする。

但し、寒川町二丁目126番地3・4・5及び寒川町二丁目128番地1・2・5・8・10・15・20・22及び寒川町二丁目203番地の3は除く。

4 主たる事務所

本会の主たる事務所は、寒川町二丁目自治会館に置く。

5 代表者の氏名及び住所

氏名 鈴木 卓三

住所 千葉市中央区寒川町二丁目42番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)

無

7 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

無

8 規約に解散の事由を定めたときは、その事由

本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

9 認可年月日

令和2年8月27日